

ID: 290

担当部署: 経済部 耕地林務課 管理係

処分の概要	納期日の変更及び減免等		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市土地改良事業分担金等徴収条例 第6条		
例 規 番 号	平成18年条例第159号		
【根拠条文】 (納期日の変更及び減免等) 第6条 天災等により負担金及び分担金並びに特別徴収金の納付が困難となった者につき、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、その申出により納期日を変更し、又は延滞金の減免若しくはその徴収を猶予することができる。 2 納付義務者が負担金及び分担金並びに特別徴収金に充てる目的をもって土地若しくは物件の寄附又は労力の提供をしたときは、これを金銭に換算した額に相当する金額を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日